# 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針

愛媛県では、愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、

犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、

「愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定しました。

令和6年3月 愛媛県

# 目次

# はじめに

第1章	指針の基本的な考え方	5
1	指針の性格	5
2	指針の目指すべき姿	5
3	指針の変更	5
4	指針の検証	5
第2章	基本方針と支援施策の体系	6
1	基本方針	6
2	支援施策の体系	7
第3章	具体的施策	8
重点	施策1 総合的な支援体制の整備	8
1	推進体制の整備(第 10 条)	8
2	人材の育成(第 24 条)	10
3	民間支援団体に対する支援(第 25 条)	. 11
重点	施策2 相談・情報提供の実施	. 12
1	相談、情報の提供等(第 14 条)	. 12
重点	施策3 早期回復・生活再建に向けた支援	. 14
1		. 14
2	経済的負担の軽減(第 16 条)	. 15
3	保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第 17 条)	. 18
4	安全の確保(第 18 条)	. 19
5	居住の安定(第 19 条)	. 21
6	雇用の安定(第 20 条)	. 23
7	日常生活の支援(第 21 条)	. 24
重点	施策4 県民の理解の増進	. 26
1		. 26
2	学校における教育(第 23 条)	. 27
附属資	料	. 29
1 ;	愛媛県犯罪被害者等支援条例	. 29
2	愛媛県犯罪被害者等支援推進会議規程	. 33
3	被害相談窓口	. 34

#### はじめに

様々な犯罪が後を絶たず、誰もが突如として犯罪等に巻き込まれ、犯罪被害者等(犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族)になる可能性があります。犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的負担、周囲の偏見や無理解による心ない言動、SNS等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害に苦しめられる場合もあります。また、犯罪被害に遭われた方々の中には、自ら被害を訴えることが困難であったり、被害の潜在化等により十分な支援を受けることができないまま苦しんでいる方もおられます。

我が国においては、全ての国民の願いである誰もが安全に安心して暮らせる 犯罪のない社会の実現に向け、平成 16 年に犯罪被害者等基本法(平成 16 年法 律第 161 号)が成立してから 20 年の節目を迎えようとしています。同法第 5 条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に 関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応 じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが明記されています。ま た、平成 17 年以降、国においては、四次にわたり「犯罪被害者等基本計画」が 策定され、当該計画に基づき施策を実施しています。同計画の中でも、地方公 共団体における犯罪被害者等支援が重要であるとされています。

愛媛県でも、愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例(平成25年愛媛県条例第25号)の中で、犯罪被害者等に対する支援を定め、関係機関と連携しながら犯罪被害者等へ支援策を実施してきましたが、犯罪被害者等への支援に特化した条例として、令和5年4月1日、愛媛県犯罪被害者等支援条例(令和5年愛媛県条例第7号)(以下「条例」という。)を施行しました。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな途切れることのない支援が必要であることから、愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策(以下「支援施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することとしました。

今後とも、市町や関係団体との連携を図りながら、犯罪被害者等の支援を進めてまいります。皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

# 第1章 指針の基本的な考え方

#### 1 指針の性格

この指針は、条例第 11 条に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や適切な支援を実施するための施策の方向性、総合的な体系を示すものです。

## 2 指針の目指すべき姿

犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援取組の早期開始及び被害の軽減並 びに生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する ことを目指します。

## 3 指針の変更

県は、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や国の犯罪被害者等基本計画の変更・ 指針に基づく施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行うものと し、指針の変更にあたっては、愛媛県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」 という。)の意見を聴くほか、適切な措置をとることとします。

#### 4 指針の検証

支援施策の実施状況等は、条例に基づき推進会議において検証し、支援施策の改善を図っていきます。

# 第2章 基本方針と支援施策の体系

#### 1 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪の被害に遭われた方々に必要な支援を被害 直後から途切れることなく提供することができる体制を構築し支えることで、誰も が安心して暮らすことができる社会の実現を図るために、次の4つの基本方針を掲 げます。

# (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

誰もが犯罪等による被害を受ける可能性があります。犯罪被害者等を特別で例外的な存在としてではなく、社会のかけがえのない一員として、当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであることを前提とし、犯罪被害者等の尊厳が尊重されるよう、その立場に立った適切な支援が必要です。

## (2) 犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援

犯罪被害者等が直面している状況は、身体的被害、精神的被害、財産的被害といった被害の内容や犯罪行為との関連性の強さ等、一人ひとり異なります。また、犯罪被害者等の年齢、性別、家族の有無、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況、再被害及び二次被害を受けるおそれの有無等、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。犯罪被害者等の個々の具体的状況を十分に踏まえた上で、必要かつ有効な施策を適切に実施することが必要です。

#### (3) 犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな途切れない支援

時間の経過や環境の変化、支援の効果等により、犯罪被害者等が直面する問題は変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。犯罪被害者等の立場に立ち、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受けられるよう施策を迅速かつ公正に実施することが必要です。

#### (4) 関係機関相互の適切な連携・協力による支援

犯罪被害者等支援を適切に切れ目なく継続して実施していくには、支援を実施する関係機関同士の連携が欠かせません。各関係機関が各々の役割を踏まえて、適切な支援を実施することができるよう、お互いに連携・協力をしながら施策を実施することが必要です。

## 2 支援施策の体系

#### (重点施策1) 総合的な支援体制の整備

犯罪被害者等を、必要とする支援へ繋ぎ、適切な支援を受けられるよう総合的な支援を提供できる体制の整備に取り組みます。

# (重点施策2) 相談・情報提供の実施

犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が受けられるよう、相談窓口や情報提供等の充実に取り組みます。

# (重点施策3) 早期回復・生活再建に向けた支援

早期に支援取組を開始することで、犯罪被害者等が被る犯罪に起因する様々な困難からの回復や生活再建を後押しします。

# (重点施策4) 県民の理解の増進

犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性などについて、県民の理解を深め、地域や学校等において、犯罪被害者等に寄り添った支援が行えるよう 周知啓発や教育活動を通じた理解増進に取り組みます。

重点施策	具体的施策
	1 推進体制の整備(第10条)
1.総合的な支援体制の整備	2 人材の育成(第24条)
	3 民間支援団体に対する支援(第25条)
2.相談・情報提供の実施	1 相談、情報の提供等(第14条)
	1 損害賠償の請求についての支援(第 15 条)
	2 経済的負担の軽減(第16条)
	3 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
3.早期回復・生活再建に	(第 17 条)
向けた支援	4 安全の確保(第18条)
	5 居住の安定(第19条)
	6 雇用の安定(第20条)
	7 日常生活の支援(第21条)
4 月尺の理解の接進	1 県民の理解の増進(第22条)
4.県民の理解の増進	2 学校における教育(第23条)

# 第3章 具体的施策

# 重点施策1 総合的な支援体制の整備

1 推進体制の整備(第10条)

# 現状:課題

犯罪の種類や加害者との関係、家族構成や経済状況などにより、犯罪被害者等が置かれている現状は様々であり、個々の状況に応じた支援が求められます。加えて、事件発生からの時間の経過とともに必要な支援は変遷していきます。

犯罪被害者等にとっても、関係機関の間でも、必要となる支援策がどこにあるのか分かりにくいのが現状です。

また、犯罪被害者等にかかる総合的対応窓口が県及び20市町に設置されていますが、 更なる取組の充実が求められています。

#### 施策の方向性

国、市町、民間支援団体等と連携し、普段から関係する機関が相互連携する体制を整えるよう努めるとともに、犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援取組の早期開始及び被害の軽減並びに生活の再建を図るためには、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する市町の役割が大きいため、市町に対して、条例の制定も含め、犯罪被害者等支援推進に役立つ情報提供等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
<b>亚拉伯尔里萨摩莱茨士拉斯</b> 沙	犯罪被害者等の支援施策を計画的に推進するた	
愛媛県犯罪被害者等支援推進	め、犯罪被害者等家族や有識者等で構成する愛媛県	県民環境部
会議の設置	犯罪被害者等支援推進会議を設置します。	
	犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関	
総合的対応窓口の運用	係部署や関係機関・団体に関する情報提供を行うな	県民環境部
松石切刈心治口の連用	ど、総合的対応窓口(県、20 市町に設置)の充実を	<b></b>
	図ります。	

	「被害者と相談窓口担当者」や「関係機関の担当	
「被害者支援ノート」を活用	者間」の速やかな情報共有を図り、必要な支援の実	1月日母培幼
した相談・支援体制の充実	施、適切な窓口への案内を行うため、「被害者支援ノ	県民環境部
	ート」の作成と運用方法を検討します。	
	犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、関係	
<b></b>	する行政機関、民間団体等が緊密な連携と相互協力	
愛媛県犯罪被害者支援連絡協	を図ることによって、犯罪被害者等のニーズに即応	警察本部
議会の設置	した各種の支援活動を推進することを目的として、	
	情報交換や広報啓発活動等を行います。	
VI III 14 14 15 25 12 2 VZ II	専門的な支援が必要とされる事案に対し、警察署	## 1
犯罪被害者支援班員の運用	等で指定された班員が継続的な支援を実施します。	警察本部

# 2 人材の育成(第24条)

# 現状·課題

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者が犯罪被害者等の置かれている個々の状況や心情を理解し、犯罪被害者等に二次被害を生じさせることがないよう十分に配慮することが必要となります。

しかしながら、行政機関等の対応窓口において、犯罪被害者等支援への理解が不足している職員からの配慮に欠けた言動等により二次被害が生じることもあります。

県、市町、民間支援団体等において支援に関わる全ての人々が、犯罪被害者等支援の必要性、重要性について理解をするとともに、犯罪被害者等が直面している問題に対して、 適切に対応できるよう人材の育成が求められています。

# 施策の方向性

県、市町、民間支援団体等の犯罪被害者等支援に関わる職員に対し、各々の業務に適した情報提供を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、実践に繋げることができるよう、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
市町担当者、支援従事者等への研修会の開催	市町担当者等を対象とした研修会を実施するほか、(公社)被害者支援センターえひめが行う研修会に、犯罪被害者支援室職員を講師として派遣します。	県民環境部 警察本部
警察職員の採用時、昇任時等 における犯罪被害者等支援に 関する教養の実施	警察学校における教養及び警察職員に対する研修 等において犯罪被害者等支援に関する知識を深めま す。	警察本部

#### 3 民間支援団体に対する支援(第25条)

# 現状·課題

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情を くみ取り、迅速かつ長期にわたり支援を提供できる点において、行政では行き届かない 民間ならではのきめ細かな途切れのない支援として、電話や面接等の相談業務のほか、 日常生活の支援、警察署等への付添支援等を行っています。本県では、民間支援団体「公 益社団法人被害者支援センターえひめ」が県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」とし て県公安委員会から指定を受け、犯罪被害者等が置かれている個々の状況に即した柔軟 できめ細かな支援を継続的に行っており、本県の犯罪被害者等支援を進める上で必要不 可欠な団体です。

しかしながら、民間支援団体の活動に関する認知度は十分ではなく、運営は行政等からの補助金等のほか、賛助会費や寄付金で賄われ、ボランティアにより支えられています。

民間支援団体の活動への理解を広めるための周知、運営にあたり専門的な知見をもった人材の採用や育成、財政基盤の強化等の支援施策が求められています。

# 施策の方向性

民間支援団体が効果的に被害者等支援を実施できるよう、安定した財源の確保に向けた取組を行うほか、相談員の確保・育成のための研修等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
住民税の税額控除	(公社)被害者支援センターえひめに対して行った寄付金については、個人住民税の税額控除を受けられます。	総務部
(公社)被害者支援センター えひめへの支援	(公社)被害者支援センターえひめの継続的な活動を支援するため、安定的な財政基盤を確立する必要があることから、予算措置を講じます。	警察本部
(公社)被害者支援センター えひめが行う研修等への支援	(公社)被害者支援センターえひめが行う各種研修に犯罪被害者支援室員を講師として派遣します。	警察本部
(公社)被害者支援センター えひめに関する広報啓発活動 の支援	各種広報媒体やイベントを通じて、(公社)被害者 支援センターえひめに関する広報啓発活動を行いま す。	警察本部

# 重点施策2 相談・情報提供の実施

1 相談、情報の提供等(第14条)

# 現状·課題

犯罪被害者等は、ある日突然犯罪被害に遭い、様々な生活上の変化や困難に直面することになります。精神的にも大きな悲しみや辛さを抱え、混乱している中、生活を支えるため仕事に復帰したり、学校に通ったりする等の安定した生活を取り戻す必要があります。身体的、精神的、経済的苦痛に直面している上に、他者からの誹謗中傷や心ない言動により、更に追い込まれ、傷つくこともあります。

必要な支援は犯罪被害者等が受けた被害直後から時間の経過とともに変遷し、個々の 状況に応じた支援施策が求められています。

このような状況にある犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるためには、犯罪被害者等が望む場所で、必要な時にいつでも相談ができ、必要な支援を受けられるような施策が求められています。

## 施策の方向性

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かな支援を途切れることなく、必要な時に相談対応や情報提供等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
総合的対応窓口の強化	被害者の方が必要としている保健医療や福祉サービスに繋ぐ等、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う総合的対応窓口(県、20市町に設置)の強化に努めます。	県民環境部
被害者の状況に応じた相談機能の充実	フリーダイヤルの性犯罪被害相談電話をはじめ、 交通事故相談所や性暴力被害相談電話を設置するな ど、犯罪被害者等のニーズに応じた相談窓口を設置 します。	県民環境部 保健福祉部 警察本部
各種相談窓口における相談 対応	相談窓口及び支援施策など必要な情報提供に努めます。	県民環境部 保健福祉部

	・県及び市町の総合的対応窓口	警察本部
	· 警察相談専用電話	
	· 性犯罪被害相談電話	
	・(公社) 被害者支援センターえひめ	
	・えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」 (性暴力相談)	
	(具体的な相談窓口詳細は34ページに記載。)	
	犯罪被害者等からの相談内容によって、相談を受	
専門的知識又は技能を有する	けた機関・団体等だけでは、そのニーズに応えるこ	県民環境部
機関・団体等の情報共有及び	とができない場合もあるため、専門的知識又は技能	<b>警察本部</b>
連携強化	を有する機関・団体等に繋げるなど、情報の共有及	音宗平即
	び連携を強化します。	
	犯罪被害者等が、必要な時に情報が得られるよう	旧日理体が
情報提供のためのパンフレッ	にするため、支援制度等についてパンフレットやホ	県民環境部
ト及びホームページ等作成	ームページ等を作成して、情報提供を行います。	警察本部
	DV被害等に関する様々な相談に応えるととも	
	に、暴力の根絶を目指し、各種情報提供を行ってい	
男女共同参画センターにおけ	るほか、県が委託し、県内高校や大学等に講師を派	/
る配偶者等からの暴力に関す	   遣し、デートDV・性暴力防止啓発講座を行い、若	保健福祉部
る相談及び情報提供等	   年層の時期から、被害者にも加害者にも、そして傍	
	   観者にもならないよう、啓発を行います。	
	性暴力被害に対する専門の相談窓口機能を持ち、	
	   必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・	
えひめ性暴力被害者支援セ 	   臨床心理士による専門相談など、適切な支援が可能	
ンター「ひめここ」における	   なワンストップ支援センターとして、被害者の尊厳	保健福祉部
支援	   を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの	
	   回復に早期に対応します。	
	一定の事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続や支	
   被害者連絡制度の運用	援制度、捜査状況、検挙状況等を事件担当捜査員が	警察本部
	連絡します。	
	犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要等に 2000年に	
   犯罪被害者等早期援助団体に	関する情報を愛媛県公安委員会から指定を受けた犯	
対する情報提供制度の運用	罪被害者等早期援助団体((公社)被害者支援センタ	警察本部
/ 1 / 0 III IMACE/NIII/文 */ 左/II	一えひめ)に提供して、支援に繋げます。	
	へしがりに此所して、人扱に糸りより。	

# 重点施策3 早期回復・生活再建に向けた支援

1 損害賠償の請求についての支援(第 15 条)

# 現状·課題

損害賠償請求に係る民事裁判においては、訴訟費用や多くの時間が必要とされるほか、 訴訟に関する知識不足などにより更に負担を負うことがあります。

また、多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、加害者に資力が無かったり、刑務所に収容される等の事情により、十分な補償を期待できなかったりすることもあります。

このような経済的負担は、犯罪被害者等の精神的、身体的被害の回復にも悪影響を及ぼし、回復を困難にするだけではなく、更に被害を悪化させる要因になります。

犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に実施されるよう、損害賠償の請求について、支援施策が求められています。

# 施策の方向性

犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者 等が行う損害賠償の請求に関し費用を助成するなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
	犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害	
士松久(五相北弗田明代久)	者に対し損害賠償を命ずる確定判決を有しているに	
支援金(再提訴費用助成金)	も関わらず、加害者から損害賠償金の支払を受ける	県民環境部
制度による支援	ことなく消滅時効が迫っている場合に、消滅時効成	
	立前の再提訴費用を助成します。	

## 2 経済的負担の軽減(第16条)

# 現状·課題

犯罪被害者等は、生命を奪われる、身体を傷つけられるといった直接的な被害だけではなく、生計維持者が亡くなったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となって、休職、退職を余儀なくされたりして、収入が減少、途絶することがあるほか、被害直後から長期にわたり、医療費や裁判費用などの予期しない様々な経済的負担を強いられ、経済的な困窮に陥る場合があります。

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のそれ ぞれの実情に応じた支援施策が求められています。

# 施策の方向性

犯罪被害者等が受けた経済的負担の軽減を図るため、利用可能な経済的支援制度に関する情報の提供や利用に関する助言等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
犯罪被害者等支援金制度の 運用 (一部再掲)	県及び市町が連携して犯罪被害者等への経済的支援を実施することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。  (遺族見舞金 60万円、重傷病見舞金 30万円 精神療養支援金 5万円、転居費用助成金 20万円 (上限) 再提訴費用助成金 33万円 (上限)、遺児支援金 3万円 ※転居費用助成金と再提訴費用助成金以外は定額支給	県民環境部
自動車税の課税保留制度の 運用	所有している自動車が盗難被害にあった場合、当 該自動車に係る自動車税種別割の課税保留制度が受 けられます。	総務部
カウンセリング費用の公費 負担	性犯罪や殺人事件等の犯罪被害者等に対して、その精神的被害の回復・軽減を目的として、精神科医の診断や、臨床心理士等の面談に要した診療等の費用を公費負担します。	保健福祉部警察本部
生活困窮者の自立に向けた支援	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立 に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的 な課題を解きほぐし、早期自立を図ります。	保健福祉部

生活福祉資金貸付制度の運用	市町社会福祉協議会が窓口となって、低所得者や 高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、生 活や就業時に必要な資金を無利子又は低利子で貸付 けます。	保健福祉部
生活保護の実施	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して、 その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限 度の生活を保障するとともに、自立助長を図ります。	保健福祉部
母子父子寡婦福祉資金貸付制 度の運用	ひとり親家庭に対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、目的に応じた貸付を無利子 又は低利子で行います。	保健福祉部
えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における 支援(再掲)	性暴力被害に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談など、適切な支援が可能なワンストップ支援センターとして、被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの回復に早期に対応します。	保健福祉部
犯罪被害給付等事務の運用	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げ た犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という 重大な被害を受けた犯罪被害者(国外犯罪の場合は、 遺族又は障害が残った犯罪被害者)に対して、国か ら一時金として犯罪被害者等給付金等を支給するた め、申請受理及び給付金等を支給するか否かを決め る裁定のための調査を行います。	警察本部
国外犯罪被害弔慰金等支給制度の犯罪被害者等への教示	国が行う国外犯罪被害弔慰金等支給制度につい て、犯罪被害者等に教示します。	警察本部
一時避難場所宿泊料の公費 支出	犯罪及び犯罪に類する行為に遭った犯罪被害者等において、自宅が犯罪現場となったこと等による居住困難への対応や生命及び身体の安全を図るため、ホテル等の宿泊施設に一時的に避難するための費用を公費負担します。	警察本部
診断書料・死体検案書料等の 公費支出	性犯罪被害者及び経済的基盤が特に脆弱な性犯罪 以外の犯罪被害者等に対して、事件を立証するため に必要な診断書料や殺人等において司法解剖を実施 した場合の死体検案書料等を公費支出します。	警察本部

司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出	殺人等の被害により、司法解剖がなされた遺体について、遺体搬送費用及び遺体修復費(湯かん等) を公費負担します。	警察本部
ハウスクリーニング費用の公 費支出	殺人等の犯罪被害現場となった自宅等のクリーニング費用を公費負担します。	警察本部

# 3 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

# 現状・課題

犯罪被害者等は、犯罪により生命を奪われる、身体を傷つけられる、金銭などを奪われるといった直接的な生命、身体、財産上の被害だけではなく、犯罪被害によるショックでパニック障害や鬱病などの精神的被害や心的外傷後ストレス障害に苦しめられる場合があります。また、身体に被害を受けた犯罪被害者等の中には、長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となったりするなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。

犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響からの回復を支援するため、それぞれ の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供が求められてい ます。

# 施策の方向性

犯罪被害者等が心的外傷や犯罪等により心身に受けた影響から回復することを支援するため、その心身の状況等に応じた保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう公費の負担や必要な情報提供等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
	性犯罪や殺人事件等の犯罪被害者等に対して、そ	
カウンセリング費用の公費	の精神的被害の回復・軽減を目的として、精神科医	保健福祉部
負担 (再掲)	の診断や、臨床心理士等の面談に要した診療等の費	警察本部
	用を公費負担します。	
	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して、	
生活保護の実施 (再掲)	その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限	保健福祉部
	度の生活を保障するとともに、自立助長を図ります。	
初診料等公費負担制度の運用	性犯罪被害者に対する初診料等を公費負担します。	警察本部
	7 0	

# 4 安全の確保(第18条)

### 現状・課題

犯罪被害者等は、犯罪被害を受けた後も、同じ加害者やその関係者から再び危害等を加えられるのではないかとの恐怖や不安を抱きながらの生活を余儀なくされ、犯罪等を知っている者やマスコミ等による誹謗中傷や心ない言動により、精神的ストレスから身体に不調をきたすこともあります。また、ストーカー事案や配偶者等による暴力(DV)、児童虐待等による犯罪等は、特定の者に対して繰り返し行われ、身体や精神等に対して危害が及ぶことも少なくありません。

再被害や二次被害を未然に防ぐため、犯罪被害者等の安全を確保する支援施策が求められています。

#### 施策の方向性

犯罪被害者等が再被害及び二次被害に遭わないよう、その安全を確保するため、一時 保護や施設入所による保護、防犯に係る指導等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
	犯罪及び犯罪に類する行為に遭った犯罪被害者等	
	において、自宅が犯罪現場となったこと等による居	
一時避難場所の確保	住困難への対応や生命及び身体の安全を図るため、	保健福祉部
(一部再掲)	ホテル等の宿泊施設に一時的に避難するための費用	警察本部
	を公費負担するほか、保護施設への入所を支援しま	
	す。	
	児童相談所において児童虐待に係る通告・相談等	
旧产長生におけて担勢なが	により児童虐待(疑い含む)を把握した場合は、児	
児童虐待における相談及び一	童の安全確認を迅速に行い、児童を安全な生活環境	保健福祉部
時保護	下に置くことが適当と認められる場合は一時保護を	
	行います。	
女性相談センターにおけるD	DV被害等の女性に関する様々な相談に応えると	
V被害等に係る相談及び一時	ともに、緊急に保護することが必要と認められる要	保健福祉部
保護	保護女子について、関係諸機関への移送等までの間	

	及び短期間の指導・援助を必要とする場合に一時保 護を行います。	
県営住宅への優先入居	県営住宅への入居を希望する犯罪被害者等について、優先入居世帯とみなし、入居倍率を優遇します(優先入居世帯が一般世帯の2倍程度入居できるよう設定)。	土木部
非常時通報要領の指導等再被 害防止措置の推進	再被害を防止するため、犯罪被害者等に対して必要な助言を行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸し出すなど必要な措置を推進します。	警察本部
地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	犯罪被害者等が、地域警察官(交番・駐在所)に よる訪問・連絡活動を希望した場合、住居地を受け 持つ地域警察官が訪問等を行います。	警察本部
暴力団等による危害を未然 に防止するための保護対策 の推進	暴力団犯罪の被害者及び参考人等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定するなどして、保護対策を推進します。	警察本部
ストーカー事案・配偶者から の暴力事案等への迅速かつ的 確な対応	犯罪被害者等の安全確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、110番緊急通報システムへの登録等を迅速かつ的確に対応します。	警察本部

# 5 居住の安定(第19条)

#### 現状·課題

犯罪被害者等は、自宅が犯罪等の事件現場となったことや、加害者やその関係者に自宅を知られたため再被害のおそれがあること、配偶者等からの暴力により自宅での居住が困難となったこと等を理由に、ホテル等の宿泊施設を使用したり、転居を余儀なくされたりする場合があります。また、被害に遭った方しか分からない不安がある中、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となって、休職や退職を余儀なくされ収入が途絶えたり、医療費が増加したりする等の経済的理由から、犯罪被害者等が自ら新たな居住先を確保することが難しいこともあります。

犯罪被害等により自宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、安定した住居の提供を行う支援施策が求められています。

#### 施策の方向性

犯罪被害者等が犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合や、再被 害及び二次被害を防止するため、県営住宅入居に関する情報提供を行うなど、必要な施 策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
生活困窮者の自立に向けた	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立	
支援 (再掲)	に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的 な課題を解きほぐし、早期自立を図ります。	保健福祉部
	児童相談所において児童虐待に係る通告・相談等	
児童虐待における相談及び一	により児童虐待(疑い含む)を把握した場合は、児	
時保護 (再掲)	童の安全確認を迅速に行い、児童を安全な生活環境	保健福祉部
1 N/13 (1119)	下に置くことが適当と認められる場合は一時保護を	
	行います。	
	DV被害等の女性に関する様々な相談に応えると	
女性相談センターにおけるD	ともに、緊急に保護することが必要と認められる要	
V被害等に係る相談及び一時	保護女子について、関係諸機関への移送等までの間	保健福祉部
保護 (再掲)	及び短期間の指導・援助を必要とする場合に一時保	
	護を行います。	

県営住宅への優先入居(再掲)	県営住宅への入居を希望する犯罪被害者等について、優先入居世帯とみなし、入居倍率を優遇します (優先入居世帯が一般世帯の2倍程度入居できるよう設定)。	土木部
セーフティネット住宅を活用した民間賃貸物件の情報提供	セーフティネット住宅の制度周知と登録促進に努 めるとともに、転居を余儀なくされた犯罪被害者等 ヘセーフティネット登録住宅の情報提供を行いま す。	土木部

## 6 雇用の安定(第20条)

#### 現状・課題

犯罪被害者等は、突然の犯罪による心身の被害に加え、治療のための入院・通院、被害者の看病、捜査への協力、裁判への出廷と傍聴等による休暇取得により、被害に遭う前と同様の労務が提供できなくなり、雇用関係の維持に支障をきたすことがあります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況についての雇用主の理解不足や配慮に欠ける職場環境等により二次被害を受け、被害に遭う前と同じ職場で働き続けることが困難となることもあります。

犯罪被害者等の就労支援の促進を図るとともに、事業所による犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるため、犯罪被害者等のそれぞれの実情に応じた支援施策が求められています。

# 施策の方向性

犯罪被害者等の雇用の安定を図り、職場における二次被害を防止するため、事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
事業者等への理解の促進	犯罪被害者等支援についての県民意識の醸成に向けたシンポジウム等を通じて周知・啓発を行います。	県民環境部
生活困窮者の自立に向けた 支援 (再掲)	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立 に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的 な課題を解きほぐし、早期自立を図ります。	保健福祉部
ひとり親家庭の自立に向けた 支援	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得のために要した費用の一定額を負担する制度により、自立に向けた支援を行います。	保健福祉部

## 7 日常生活の支援(第21条)

# 現状·課題

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な身体的被害に加え、精神的なショックや身体的な不調のほか、警察や検察庁、裁判所等における複雑な手続の対応など様々な問題に直面し、家事、育児、介護、仕事や学業等において被害等に遭う前と同じような生活を維持することが困難となり、日常生活に支障をきたす場合もあります。

犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援取組の早期開始及び被害の軽減、生活の再建を図るため、犯罪被害者等が直面している個々の状況に応じて、日常生活を支えるためのきめ細かな支援施策が求められています。

# 施策の方向性

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている個々の状況に応じて、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
総合的対応窓口における日常 生活上の相談支援	犯罪被害者等からの相談を受け、犯罪被害に遭う 前の日常生活を取り戻すため、ニーズに合った提供 可能な行政サービスに繋げます。	県民環境部
生活困窮者の自立に向けた 支援(再掲)	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立 に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的 な課題を解きほぐし、早期自立を図ります。	保健福祉部
ひとり親家庭の自立に向けた 支援 (再掲)	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得のために要した費用の一定額を負担する制度により、自立に向けた支援を行います。	保健福祉部
えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における 支援(再掲)	性暴力被害に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・ 臨床心理士による専門相談など、適切な支援が可能 なワンストップ支援センターとして、被害者の尊厳 を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの 回復に早期に対応します。	保健福祉部

スクールカウンセラーによる 相談支援	臨床心理に関して高度で専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーを県内公立中学校に配置するとともに、県内全ての公立小・中学校に派遣できる体制を整え、教育相談体制を充実し、犯罪被害者等の支援を行います。	教育委員会
-----------------------	---	-------

# 重点施策4 県民の理解の増進

# 1 県民の理解の増進(第22条)

#### 現状·課題

犯罪被害者等が犯罪被害に遭う前の平穏な生活を取り戻すには、被害者等を社会で孤立させることのないよう、県民が被害者等支援の必要性について理解し、地域住民で支えることが不可欠です。

しかしながら、犯罪被害を自分事として考える機会は少なく、SNS等による誹謗中傷などの二次被害も発生するなど、犯罪被害者等への理解は十分ではありません。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することがないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について、県民の理解を深めるための支援施策が求められています。

# 施策の方向性

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性について、広報、啓発、教育活動を通じて、県民の理解を深めるための必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
県民等に向けた犯罪被害者等 支援の広報・啓発	各種イベント会場等において、広報媒体を活用するなど、犯罪被害者等支援について広報・啓発活動を推進します。	県民環境部 警察本部
条例普及啓発事業の実施	犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるため、シンポジウム等を通じて周知・啓発を行います。	県民環境部
人権啓発センターにおける出 前講座等の実施	各種団体や企業・国・県・市町が行う研修会や会 議等に、犯罪被害者の人権問題に係る講師を紹介し、 身近な人権課題を学ぶ出前講座等を実施します。	県民環境部
消費者教育の実施	各種講座の開催や啓発資料等を通じた消費生活情報の提供を行い、特殊詐欺や悪質商法による被害の防止に努めます。	県民環境部

# 2 学校における教育(第23条)

# 現状·課題

県民が幼少期から犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深める教育を受けることで、犯罪被害者等を想い、 寄り添える社会の実現に寄与することが期待されています。

# 施策の方向性

学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を推進します。

具体的施策	事業内容	所管
生徒等を対象とした啓発リーフレットの作成・配布	生徒等を含めた県民の方に向けて、犯罪被害者等 支援条例の基本理念や各種支援制度の紹介を通じて 犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め るための啓発リーフレットを作成し、配布します。	県民環境部
犯罪被害者等の課題に関する 人権教育の推進	人権啓発指導員を講師として県内小・中・高等学校に派遣し、デートDVや犯罪被害者への風評被害、ストーカー被害等の若者を取り巻く人権課題に関する講座を実施します。	県民環境部
生徒等を対象にした「命の授業」の開催	県警から(公社)被害者支援センターえひめに対する委託事業として、犯罪被害者遺族を講師とした講演会「命の授業」(全国的には「命の大切さを学ぶ教室」)を開催します。	総務部 教育委員会 警察本部
スクールガーディアンズ派遣 事業	【心のレスキュー隊】 犯罪被害者等の支援のため、愛媛県臨床心理士会 の支援を受け、緊急支援として臨床心理士を中心と したサポートチーム(心のレスキュー隊)を派遣し、 二次被害や二次加害を防止し、学校が適切な対応が とれるように、学校コミュニティを支えます。	教育委員会

	【学校トラブルサポートチーム】 学校では対応しきれない事案が発生した時、専門 家を派遣し、専門的な立場から適切かつ迅速に対処	
犯罪被害者等の人権教育の推進	し、学校による早期解決を支援します。 教職員をはじめ指導者向けの基礎資料を作成し、 学校等における犯罪被害者等の人権に関する学習に 活用します。また、性暴力の当事者にしないための 教育の必要性について各種研修会等で周知し、「生命 (いのち)の安全教育」の教材(文部科学省、内閣 府作成)の活用を促進します。	教育委員会
生徒等を対象とした作文コンクール等への応募	「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンク ール及び「犯罪被害者週間の標語」への募集協力を 通して、犯罪被害者等への理解を深めます。	警察本部

## 附属資料

#### 1 愛媛県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 推進体制の整備等(第10条-第13条)

第3章 基本的施策 (第14条—第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
  - (3) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安 心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
  - (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により 再び受ける被害をいう。
  - (5) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該犯罪等を知る者等による誹謗(ひぼう)中傷その他の言動、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、身体の不調、生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
  - (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。(基本理念)
- **第3条** 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、再被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に 講じられるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されることを 旨として、推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者 等の立場に立ったきめ細かな支援が途切れることなく講じられることを旨として、推進さ れなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関

係する者が相互に連携を図りながら、協力して講じられることを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者 等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の青務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労に関し、必要な支援を行うよう努めるとともに、犯罪等による被害及び二次被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう努めるとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

- **第7条** 市町は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるよう努めるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないように十分配慮するよう努めるものとする。
- 2 市町は、国、県及び民間支援団体との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等に対して必要 な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める ものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的知識及 び経験を生かした犯罪被害者等の支援を推進するよう努めるとともに、県が実施する犯罪 被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 県、事業者、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関係する機関等は、 犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の 個人情報を適正に管理しなければならない。

第2章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等の支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

- 第11条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
  - (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の意見

を聴くとともに、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、指針の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)について準用する。
- 6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、定期的に公表するものとする。 (愛媛県犯罪被害者等支援推進会議)
- 第12条 前条第3項の規定により知事に対し意見を述べさせるため、愛媛県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、民間支援団体及び関係機関の職員等のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、 知事が定める。

(財政上の措置)

**第13条** 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第14条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての支援)

第15条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、 犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた必 要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第18条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその受けた被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅(愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第2条第3号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な居住のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

**第21条** 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を 講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第22条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への 配慮の重要性等について県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の支援に関する広報及び 啓発、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第23条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、児童、生徒等に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

**第24条** 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援にかかわる人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第25条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の 提供及び助言、犯罪被害者等の支援に従事する者の心理的負担を軽減するための措置その 他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 愛媛県犯罪被害者等支援推進会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県犯罪被害者等支援条例(令和5年愛媛県条例第7号)第12条第6項の規定に基づき、愛媛県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

- 第2条 委員は、再任されることができる。
- 2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務 上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免する ことがある。

(会長及び副会長)

- 第3条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第5条 推進会議の庶務は、県民環境部県民生活局県民生活課において処理する。 (補則)
- 第6条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
  - この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 3 被害相談窓口

愛媛県	犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」	
担当課	電話番号     受付時間	
県民生活課	089-912-2336	月〜金 8:30〜17:15 (祝日・年末年始を除く)

市町 犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」						
市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号	
松山市	市民生活課	089-948-6447	東温市	社会福祉課	089-964-4406	
今治市	防災危機管理課	0898-36-1558	上島町	総務課	0897-77-2500	
宇和島市	総務課	0895-49-7005	久万高原町	総務課	0892-21-1111	
八幡浜市	総務課	0894-22-5988	松前町	危機管理課	089-989-5103	
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282	砥部町	企画政策課	089-962-7250	
西条市	人権擁護課	0897-52-1360	内子町	総務課	0893-44-6150	
大洲市	危機管理課	0893-24-1742	伊方町	総務課	0894-38-2655	
伊予市	福祉課	089-982-7330	松野町	町民課	0895-42-1113	
四国中央市	地域振興課 市民くらしの相談室	0896-28-6143	鬼北町	総務財政課	0895-45-1111	
西予市	人権啓発課	0894-62-6492	愛南町	総務課	0895-72-1211	

愛媛県警察の相談窓口					
名称	電話番号	受付時間			
警察相談専用電話	#9110 または 089-931-9110	24 時間対応			
性犯罪被害相談電話	#8103 または 0120-282-114	24 時間対応			

その他の相談窓口					
名称	名称 電話番号				
公益社団法人 被害者支援センターえひめ 089-905-0150		火〜土 10:00〜16:00 (祝日・年末年始除く)			
えひめ性暴力被害者支援センター 「ひめここ」(性暴力相談)	#8891 または 0120-8891-77	24 時間対応			